

軽減方策について

1. 軽減方策に関する検討事項

施策総合企画小委員会中間取りまとめでは、軽減方策について、以下のように論じられている。

(基本的考え方)

- エネルギー集約産業で国際競争にさらされている業種については、課税した場合に経済的な影響が大きく、国際競争力の低下や生産拠点の海外移転といった問題が生ずるのではないかとの指摘があり、こうした懸念を十分見極めその影響の軽減策について検討を行うことが適当であることは、前述したとおりである。
- 一方、温暖化対策税制は、幅広い人や企業に対して化石燃料の消費による二酸化炭素排出量に応じて課税するものであり、社会全体で汚染者負担の原則を踏まえた公平な負担を行うことを意図したものである。
また、仮に特定の産業を対象として税の軽減を行うとしても、そのような措置は、その産業の二酸化炭素排出量削減に対する努力を削ぎ、環境低負荷型産業構造への転換を遅らせるものではないかとの指摘もある。

(経済的・国際的影響が大きい業種への配慮)

- したがって、課税による経済的・国際的影響が大きい業種については、税の軽減が行われている諸外国の制度も我が国の実情を踏まえつつ参考として、税を軽減する手法を採用するかどうか、また、軽減を受ける条件をどう設定するかなど、公平性の観点や上記の指摘にも留意しながら検討する必要がある。

(国境税調整)

- 国際競争力への影響を緩和する方策としては、輸出品に対して、製造工程等において支払った税を輸出時に還付する、税が課税されていない輸入品に対して、輸入段階でそれまでに使用したエネルギーの量に応じて、課税するといった国境税調整を行うことも考えられる。しかし、国際貿易のルール上認められるか、すべての製品について製造工程で投入された化石燃料に係る税額を把握することが技術的に困難である等の問題があり、国境税調整を行うには、これらを解決することが必要である。

(低所得者への配慮)

- また、温暖化対策税制は消費課税であり、所得に対しては逆進的なものとなることから、課税した場合の低所得者への影響に配慮すべきではないかとの指摘がある。
この点に関しては、必ずしも逆進的でないとの指摘もあるが、税率の水準を具体的にどのように設定するかという問題と関連しており、今後さらに検討していく必要がある。

2. 諸外国の例

諸外国の軽減措置を分類すると、（１）温室効果ガスを排出しないもの、（２）国際競争力、産業構造の激変緩和への対応等産業活動への配慮として行っているもの、（３）低所得者層対策として行っているもの、（４）中小企業者に対する配慮としておこなっているもの（５）温暖化対策の観点から行っているもの、（６）その他に分類することができる。

（１）温室効果ガスを排出しないもの

	○ナフサ等の原料用途は免税【イギリス：気候変動税、フィンランド：CO2 税】
--	----------------------------------------

（２）国際競争力、産業構造の激変緩和への対応等産業活動への配慮として行っているもの

横断的	<ul style="list-style-type: none"> ○ 転換部門の石炭消費は免税【デンマーク：CO2 税】 ○ 石炭は非課税【ドイツ】 ● 税負担額が社会保険料軽減額分の 1.2 倍を上回る場合、上回った部分の 95%は払わなくてよい。【ドイツ：鉱油税及び電気税】
製造業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 鉱工業、製造業等は電力消費税を軽減【フィンランド：電気消費税】 ○ 鉱物等、石炭、石油コークス、セメント、ガラス等の生産過程用途は軽減【スウェーデン：CO2 税】 ● 製造業への熱供給事業者は CO2 税の一部を払い戻し【スウェーデン：CO2 税】 ○ 紙・パルプ産業、魚肉加工業は軽減【ノルウェー：CO2 税】 ○ セメント製造業・加工産業で用いられる石炭・コークスは免税【ノルウェー：CO2 税】 ● 製造業は軽減（鉱油税引き上げ分の 40%に相当する還付等）【ドイツ：鉱油税】 ○ 原料炭は免税【イギリス：気候変動税】
農林水産業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 温室園芸業等は電力消費税を軽減【フィンランド：電気消費税】 ● 農林業、養殖業への熱供給事業者は CO2 税の一部を還付【スウェーデン：CO2 税】 ○ 遠洋漁業部門、近海漁業部門における船舶用燃料は免税【ノルウェー：CO2 税】 ○ 漁業船舶用は免税【デンマーク：CO2 税】 ○ 温室園芸業で用いる天然ガスは非課税【オランダ：エネルギー規制税】 ● 農林業は軽減（鉱油税引き上げ分の 40%に相当する還付等）【ドイツ：鉱油税】 ○ 園芸生産者は 50%に軽減【イギリス：気候変動税】
運輸	<ul style="list-style-type: none"> ○ 船舶、ボートに軽減【スウェーデン：CO2 税】 ○ 国内航空部門、供給船（supply fleet）、国内海運業は軽減【ノルウェー：CO2 税】

(3) 低所得者層対策として行っているもの

家庭	<ul style="list-style-type: none"> ○ 天然ガス、電力消費は、課税対象の下限を設定【オランダ：エネルギー規制税】 ○ 家庭用の供給は課税対象外【イギリス：気候変動税】 ○ (低所得者層の使用が多い)夜間蓄熱式暖房で使用する場合 50%に軽減【ドイツ：電気税】
----	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(4) 中小事業者に対する配慮として行っているもの

中小事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 天然ガス、電力消費は課税対象の下限を設定【オランダ：エネルギー規制税】 ○ 2MW までの自家発電は非課税【ドイツ：電気税】 ○ 少量の燃料、電力供給は課税対象外【イギリス：気候変動税】
-------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(5) 温暖化対策の観点から行っているもの

再生可能エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> ● 風力、木材燃料等による発電は還付【フィンランド：CO2 税】 ○ 自家用再生可能エネルギーによる発電は免税【ドイツ：電気税】 ○ 再生可能資源による発電は免税【イギリス：気候変動税、オランダ：エネルギー規制税】
天然ガス	<ul style="list-style-type: none"> ○ 天然ガスは軽減【フィンランド：CO2 税】 ○ 天然ガス（本土消費分）は免税【ノルウェー：CO2 税】 ○ 発電用の天然ガスは免税【オランダ：エネルギー規制税】 ○ 1999年12月31日以降に設置された高効率コンバインド[※]サイクルガスタービン発電は免税（10年間）【ドイツ：鉱油税】
コージェネレーション（CHP）	<ul style="list-style-type: none"> ● CHP による発電は還付【フィンランド：CO2 税】 ○ CHP に用いる燃料は軽減【スウェーデン：CO2 税】 ○ 月間稼働率 70%を超える CHP は免税【ドイツ：鉱油税】 ○ 高効率 CHP 発電は免税【イギリス：気候変動税】
公共交通機関	<ul style="list-style-type: none"> ○ 鉄道で消費される電気は免税【フィンランド：電気消費税】 ○ 鉄道輸送用燃料（ガソリン以外）を減税【スウェーデン：CO2 税】 ○ 鉄道で使用する燃料は免税【ノルウェー：CO2 税】 ○ 公共交通用の一部燃料(urtra-light diesel, gas)は免税【デンマーク：CO2 税】 ○ 地域公共交通で消費される燃料油は鉱油税の引き上げ分を軽減【ドイツ：鉱油税】 ○ トロリーバスによる輸送又は鉄道輸送の車両運行で消費される電気は 50%に軽減【ドイツ：電気税】 ○ 公共交通機関のエネルギー消費は免税【イギリス：気候変動税】
協定締結者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 政府とエネルギー効率改善の協定を締結した企業への税率軽減【デンマーク：CO2 税】 ○ 気候変動協定締結により 80%を軽減【イギリス：気候変動税】
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境配慮型燃料の開発プロジェクトで使用される燃料は、エネルギー税又は CO2 税の減額又は免除【スウェーデン：CO2 税】 ○ 地域熱供給は免税【オランダ：エネルギー規制税】 ○ ガソリン、軽油は硫黄含有量に応じた税率【ドイツ：鉱油税】

(6) その他

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 博物館、美術館で使用する燃料は免税【ノルウェー：CO2 税】 ○ NATOで使用する燃料は免税【ノルウェー：CO2 税】 ○ 非営利活動のための慈善用供給は課税対象外【イギリス：気候変動税】
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(○は減免、●は還付)

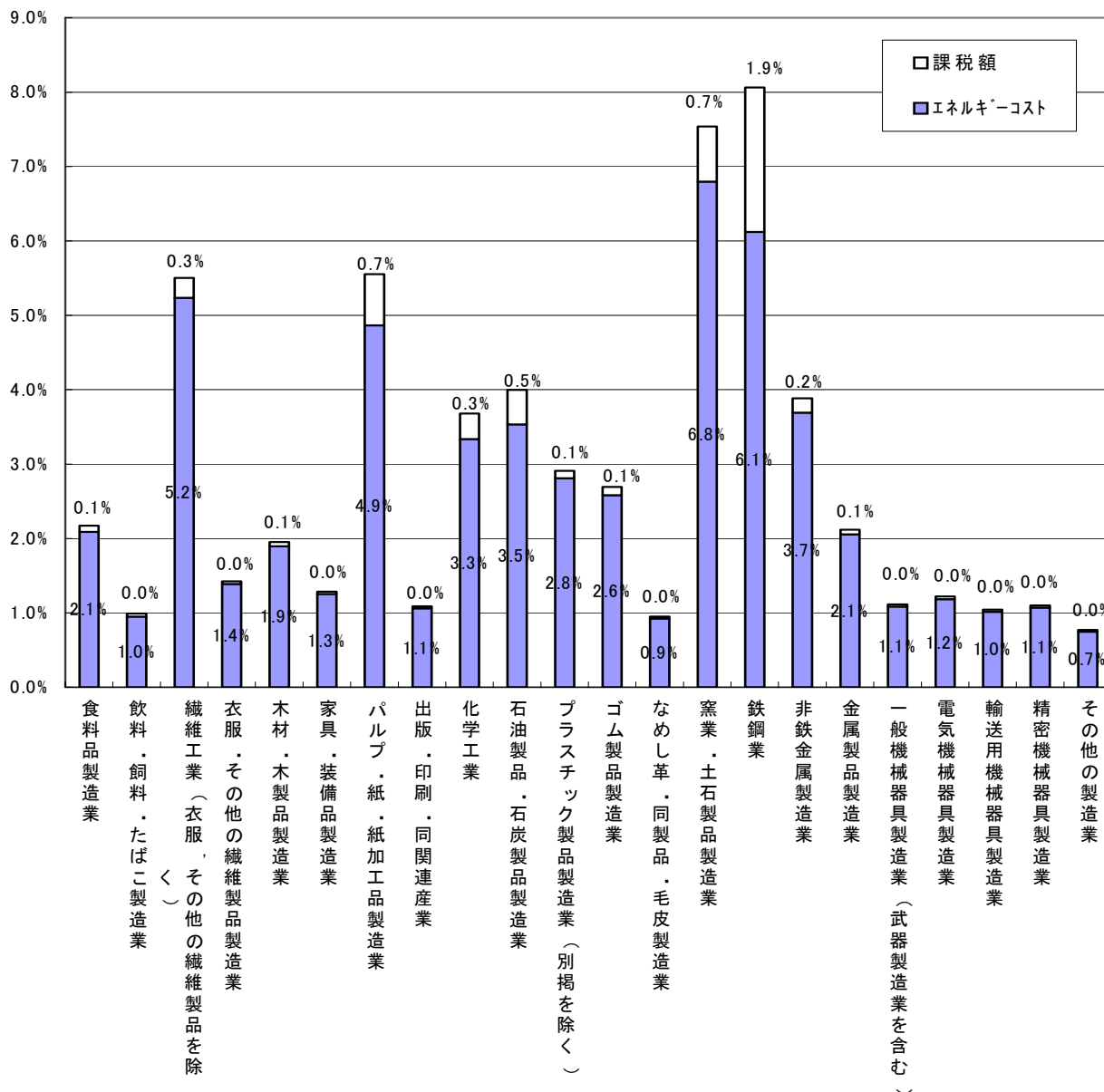
3. 軽減方策の検討の視点

(1) 業種ごとの違い

業種別の工場生産額に占めるエネルギーコスト比率では、窯業・土石製品製造業(6.8%)、鉄鋼業(6.1%)、繊維工業(衣服、その他の繊維製品を除く)(5.2%)、パルプ・紙・紙加工品製造業(4.8%)の順に高くなっている。

また、温暖化対策税の課税額の占める割合は、エネルギーコスト比率に加えてそれぞれの業種で使用される燃料種の構成を反映する(例えば、石炭は価格当たりの炭素量が相対的に高いため、炭素に比例した課税を行った場合、税の占める率が高くなる)こととなり、仮に昨年度地球温暖化対策税制専門委員会において提示された炭素トン当たり3,400円を何らの軽減措置なくそのまま課税をした場合、鉄鋼業(1.9%)、窯業・土石製品製造業(0.7%)、パルプ・紙・紙加工品製造業(0.7%)、繊維工業(衣服、その他の繊維製品を除く)(0.3%)となる。

業種別の工場生産額に占めるエネルギーコスト比率及び温暖化対策税(3,400円/t-c)をかけた場合の比率



業種別の負担額は、業種別のCO₂排出量に比例し、製造業では鉄鋼業、化学工業、窯業土石業、パルプ紙板紙業の負担額が多くなる。

部門別エネルギー起源 CO₂ 排出量(2002)

[千t CO₂]

部門		間接排出量を含む 場合 (電気・熱配分後)	直接排出量 (電気・熱配分前)
エネルギー転換部門		81,924	379,240
	事業用発電・地域熱供給	33,535	345,037
	その他	48,390	34,203
産業部門		467,956	375,944
	非製造業	44,124	42,797
	農林水産業	30,388	29,791
	農 林	20,191	19,594
	水 産	10,197	10,197
	鉱 業	2,270	1,897
	建設業	11,466	11,109
	製造業	423,832	333,148
	食料品	14,895	9,170
	パルプ紙板紙	29,770	27,611
	化学繊維	10,071	9,726
	石油製品	306	14,567
	化 学	59,980	54,090
	ガラス製品	2,476	1,880
	窯業土石	37,129	36,116
	鉄 鋼	158,322	145,031
	非鉄地金	4,434	2,667
	機 械	15,016	8,072
	重複補正	(16,291)	(17,921)
	他業種・中小製造業	107,724	42,140
運輸部門		261,490	254,661
	航空機	10,934	10,934
	自動車	229,113	229,113
	鉄道	7,497	669
	船舶	13,945	13,945
家庭及び業務その他		362,967	164,475
	業務その他	196,664	96,341
	家庭	166,302	68,134
合計		1,174,320	1,174,320

注1) 製造業の業種別排出量については、業種間にまたがるエネルギー消費に伴う重複補正を考慮する必要がある。

注2) 間接排出量の合計値は電気・熱配分時の誤差を含む。

注3) エネルギー転換部門の「その他」には、石炭製品製造や石油精製等を含む。

注4) エネルギー起源CO₂排出量は総合エネルギー統計を基に算定を行っている。

(2) 国境税調整

国際競争力への影響を緩和する方策としては、輸出品に対して、製造工程等において支払った税を輸出時に還付する、税が課税されていない輸入品に対して、輸入段階でそれまでに使用したエネルギーの量に応じて、課税するといった国境税調整を行うことも考えられる。

このような国境税調整を行うには、以下の課題を解決する必要があるが、実際には、こうした課題を解決し、温暖化対策税制に国境税調整を導入した例はない。

課題① 化石燃料の消費に課される温暖化対策税制について、製品段階で国境税調整を実施することが技術的に可能か。

- 国境税調整を実施すべき製品数が膨大になり、全ての製品について、製造行程で投入された化石燃料に係る税額や海外市場向け製品比率などを把握して、国境税調整を行うことは困難。特に、組立型の産業においては、エネルギーをどのように使っているか把握することが困難であり、国境税調整も困難。
- 世界中で採用される生産方法が多様であることから、例えばエネルギー量に応じて輸入時に税を課すことは困難。

課題② 国境税調整が国際貿易のルール上認められるか

- WTO のルール下では、製品の特性や物理的に製品に取り込まれた投入物に基づいて国境税調整を行うことが一般に認められているが、温暖化対策税制のように、物理的に製品に取り込まれない投入物に対する課税、すなわち、化石燃料の消費に対する課税に対し、国境税調整が認められるかについては、意見の不一致がある。(注)

(注) 輸入産品課税について、GATT 第2条2(a)において、産品の輸入に際して同種の国内産品に課せられる内国税に相当する課徴金を課すことが認められている。また、GATT 第6条4において、産品の輸出に際して、原産国・輸出国における同種の産品に課せられる租税を免除することが認められている。

課題③ 国境税調整によって温暖化対策税制の温室効果ガス排出抑制効果が失われるのではないか。

- 国境税調整をする場合には、輸出品には温暖化対策税が課税されないこととなり、経済への影響は少なくなるかもしれないが、同時に輸出品についての温暖化対策税制の価格インセンティブ効果も失われる。

(3) 低所得者への配慮の必要性

温暖化対策税制は、中間取りまとめにおいて逆進的であることに対する懸念が示される一方、必ずしも逆進的ではないのではないかとの見方も示されている。年間収入五分位階級別の光熱費の負担割合は、以下のとおりであり、所得に対する逆進性は見受けられる。このことから、温暖化対策税制においても、低所得者に対する配慮について検討する必要があるのではないか。

表 年間収入五分位階級別の光熱費負担額

	I ~364万円	II 364万円~ 500万円	III 500万円~ 657万円	IV 657万円~ 890万円	V 890万円~
年間収入(万円)	284	430	575	764	1,230
電気代(円/年)	89,799	94,728	104,177	115,464	137,118
都市ガス代(円/年)	29,591	34,866	37,483	42,534	47,621
プロパンガス代(円/年)	30,309	31,610	33,075	30,972	31,094
灯油代(円/年)	14,072	14,154	12,948	13,189	14,908
他の光熱(円/年)	317	288	323	290	374
光熱費計(円/年)	164,088	175,646	188,006	202,449	231,115
光熱費の収入に対する割合(%)	5.8%	4.1%	3.3%	2.6%	1.9%
ガソリン代(円/年)	35,446	48,584	57,547	62,251	70,566
光熱費(ガソリン代を含む)の収入に対する割合(%)	7.0%	5.2%	4.3%	3.5%	2.5%

(出所) 総務省統計局「家計調査年報(平成15年版)」

(4) 中小事業者に対する配慮の必要性

税制においては、中小企業への経済的影響を緩和するために、例えば以下のような軽減措置を設けている事例がある。温暖化対策税制においても、中小企業に対する配慮について検討する必要があるのではないか。

1) 消費税

①免税点制度

基準期間（前々事業年度）における課税売上高が1千万円以下の事業者は、その年又はその事業年度の課税資産の譲渡等について納税の義務が免除される。

②簡易課税制度

その課税期間の前々年又は前々事業年度の課税売上高が5千万円以下で、簡易課税制度の適用を受ける旨の届出書を事前に提出している事業者は、実際の課税仕入れ等の税額を計算することなく、課税売上高から仕入控除税額の計算を行うことができる簡易課税制度の適用を受けることができる。

2) 事業所税

事業所税（市町村目的税）とは、指定都市等において課税されている税金で、資産割部分と従業者割部分に分かれている。資産割部分は、1平方メートル当たり600円、従業者割部分は、従業者の給与総額の100分の0.25が課税されている。

しかし、以下のような場合は、課税対象外となっている。

- 資産割部分：床面積が1000平方メートルに満たない場合
- 従業者割部分：従業者の数が100人に満たない場合

3) 法人事業税（都道府県税）

法人事業税は、法人の所得、資本金及び付加価値（報酬給与額、純支払利子および純支払賃借料）に課税する都道府県税である。

資本金及び付加価値に対する課税は、資本の金額又は出資金額が1億円未満の法人に対しては免除されている。

4. 軽減方策の種類の考え方の整理

以上を踏まえると、以下のような軽減方策に関する類型が考えられる。

① 温室効果ガスを排出しないもの：

例えば、ナフサは、プラスチックの原料として使われる場合、燃焼に伴う二酸化炭素の排出は行われない。化石燃料の消費に着目して課税する場合でも、このようなケースは、「排出」に対して公平に負担を課すという温暖化対策税制の趣旨に照らすと課税は不適當。

② 国際競争力、産業構造の激変緩和への対応等産業活動への配慮を行うもの：

課税による経済的・国際的影響が大きい業種、例えば、支出に占めるエネルギーコスト比率が高い業種や、原料炭やコークス等代替が非常に困難であるものに対しては、税の軽減が行われている諸外国の制度や我が国の実情等を踏まえつつ、負担軽減を図っていく必要があるのではないかと。

③ 低所得者層、中小企業者層に対する配慮が必要なもの

光熱費等には所得に対する逆進性が見受けられることを考慮し、消費税導入以前に施行されていた電気税・ガス税において低所得者層に配慮等するため免税点が設けられていたことにも留意しながら、温暖化対策税制においても、低所得者層に対して負担軽減の配慮を行う必要があるのではないかと。

また、既存税制においても、中小企業への経済的影響を緩和するために軽減措置を設けているケースがあり、温暖化対策税制においても、中小企業に対する配慮について検討する必要があるのではないかと。

④ 温暖化対策の観点から行っているもの

温暖化対策に資する観点から行う軽減策等に関しては、排出削減努力を行う者に対しては税を軽減することなどが考えられるが、使途等の議論と併せて検討を行うことが適當ではないかと。

注) 既存エネルギー諸税との調整とも関連するが、化石燃料の種類別に軽減方策を検討することも考え得る。